

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県厚木市長

公表日

令和7年8月21日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の内容	健康増進法に基づき、保健指導、がん検診等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。 ○ 健康手帳の交付 ○ 健康教育 ○ 健康相談 ○ 訪問指導 ○ 歯周疾患検診 ○ 骨粗鬆症検診 ○ 肝炎ウイルス検診 ○ 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ○ 健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ○ がん検診
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	厚木市健康管理システム
②システムの機能	1 検診等対象者の抽出 2 検診等対象者の宛名情報作成 3 検診等受診結果の入力及び保存 4 検診等予約の管理 5 受診結果及び受診状況による条件抽出 6 受診料及び委託料の管理 7 統計データ・集計表作成
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他 （ 中間サーバーコネクタ、中間サーバー [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 氏名・住所管理機能 検診等対象者の氏名・住所等の情報を管理する。 2 名寄せ機能 識別番号(宛名番号)が異なる同一個人のデータの名寄せを行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 （ 中間サーバーコネクタ、中間サーバー、健康管理システム [] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)
システム3	

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報提供ネットワークシステム、中間サーバーコネクタ等の各システムとデータの受渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ※セキュリティの観点から、特定個人情報の照会と提供の際には個人番号を利用せず符号を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる識別子「符号」と情報保有期間内で固有の宛名番号に紐付けて、その情報を保管及び管理する。 2 情報照会・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関が保有する特定個人情報の情報照会を行う。 情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関から情報照会を受け、当該特定個人情報の提供を行う。 3 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供に係る記録の管理を行う。 4 副本管理機能 情報提供データベース（副本）の更新及び管理を行う。 5 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証情報及び権限情報の登録、更新及び削除を行う。 6 セキュリティ管理機能 暗号化、復号、鍵管理等のセキュリティ管理を行う。 7 システム管理機能 事業統計情報の集計及び集計結果ファイルの出力を行う。 稼動監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバーコネクタ ）
システム4	
①システムの名称	中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	1 宛名番号付番機能 各個別システムで使用している宛名番号を統一的に管理するために、団体内で一意に個人を特定するための宛名番号（統合宛名番号）の付番を行う。 2 宛名情報等管理機能 中間サーバーコネクタにおいて宛名情報を統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーと連携を行うため、中間サーバーにおける符号と一意に個人を特定する番号（統合宛名番号）で、紐付けを行う。 4 既存システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号及び統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 健康管理システム、中間サーバー ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の111の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年総務省令第5号）第54条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第2条の表139の項、第141条 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 ○ 政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第2条の表139の項、第141条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こどもみらい部 健康医療課
②所属長の役職名	健康医療課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
健康管理ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進法に基づく保健指導、がん検診等の対象者(過去の実施対象者を含む。)	
	その必要性	健康増進法に基づく事業実施に当たり、対象者の適正な管理を目的とし、その達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	○ 個人番号、その他識別情報 がん検診等対象者を正確に把握するために保有する。 ○ 4情報、連絡先 がん検診等対象者等に対し、正確に受診券等の郵送物を発送するために保有する。 ○ 健康・医療関係情報 正確な健康増進事業の実施のために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年7月15日	
⑥事務担当部署	健康こどもみらい部 健康医療課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） ☐ 民間事業者 （ 医療機関、検(健)診実施機関 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		健康増進事業の対象者を適正に管理するため
④使用の主体	使用部署	健康こどもみらい部 健康医療課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		☐ 生年月日、性別、受診履歴等により対象者の条件を設定し、対象者データの抽出を行う。 ☐ 受診結果の登録を行う。 ☐ 受診結果に基づき、フォロー対象者等を抽出する。 ☐ 受診状況に基づき、受診勧奨対象者を抽出する。 ☐ 情報提供ネットワークシステム連携、団体内統合宛名システムを通し健康増進事業に関する情報提供を行う。
	情報の突合	内部番号(宛名番号)、氏名、生年月日、性別により突合し、本人確認を行う。
⑥使用開始日		平成28年11月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	健康管理システム運用保守業務委託	
①委託内容	健康管理システム運用保守業務委託	
②委託先における取扱者数	10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)ワイイーシーソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・受注者は、本件業務を、発注者の許諾を得た場合に限り第三者に再委託できるものとする。 ・受注者は、発注者の許諾を得て第三者に本件業務を再委託する場合においても、当該第三者に対し同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、発注者に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとする。 再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 ・再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・再委託する作業内容を明記していること。 ・再委託先において、個人情報等を取り扱う場合、原契約に定める情報セキュリティ及び個人情報の取扱いを遵守させること。
	⑥再委託事項	健康管理システムに関する技術的問合せ
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先0～10
移転先11～15

移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜厚木市における措置＞ ※特定個人情報はシステム内でのみ保管し、帳票での特定個人情報の保管は無し ○ 対象者管理のために必要となる特定個人情報は、磁気ディスクに保存し、厚木市健康管理システムサーバーで管理する。また、厚木市健康管理システムサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置する。 ○ 保有する必要がなくなった特定個人情報又は保存期間が経過した特定個人情報は、厚木市健康管理システムサーバーから消去する。 ○不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)及び監査(ログ運用)を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ○サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ○特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

①個人

宛名番号、氏名、カナ氏名、清音カナ氏名、生年月日、性別、世帯番号、世帯員番号、続柄、世帯主番号、世帯主氏名、世帯主カナ氏名、世帯主清音カナ氏名、行政区コード1、行政区コード2、行政区コード3、行政区コード4、行政区コード5、行政区コード6、郵便番号、住所1、住所2、前住地郵便番号、前住地住所1、前住地住所2、転出先郵便番号、転出先住所1、転出先住所2、住民となった事由、住民となった日、住民となった届出日、住民でなくなった事由、住民でなくなった日、住民でなくなった届出日、増減異動事由、増減異動日、増減異動届出日、住民区分、住民票コード、転出先区分、本籍地郵便番号、本籍地住所1、本籍地住所2、本籍地都道府県コード、本籍地市町村コード、本籍地大字コード、本籍地小字コード、本籍地番地コード、筆頭者名、住所を定めた事由、住所を定めた日、住所を定めた届出日、第30条45規定区分、在留カード等番号、国籍地域、在留資格、在留期間、在留期間月、在留期間日、在留終了年月日、外国人通称名、外国人アルファベット氏名、外国人漢字併記氏名、外国人氏名カタカナ表記、旧氏名、旧カナ氏名、旧清音カナ氏名、旧郵便番号、旧住所1、旧住所2、個人番号、医療番号、更新フラグ、追加日時、追加ユーザー名、追加マシン名、追加アクセスログ番号、更新日時、更新ユーザー名、更新マシン名、更新アクセスログ番号

②肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルス検診番号、基準日、宛名番号、年度、健診機関、検診方式、受診日、受診番号、前回受診日、受診歴、検診区分、HBs抗原、HBs抗原値、HCV抗体、HCV抗体値、HCV抗原、HCV抗原値、HCV核酸、C型肝炎判定、輸血／手術歴、輸血／手術歴(年数)、前年度GPT、一次備考、精検医療機関、精検医療機関区分、精検日、精検臨床診断、精検GPT、精検血小板、C肝HCV、C肝HCV-RNA、C肝IFN治療適応、C肝IFN治療適応無理由、C肝IFN治療予定、C肝IFN治療予定無理由、C肝肝底治療法適応、C肝肝底治療法適応無理由、C肝方針、B肝HBs抗原、B肝HBV-DNA量、B肝治療予定、B肝方針、精検備考、性別、生年月日、年齢(年数)、年齢(月数)、年齢(日数)、年齢(年数+月数+日数)、月齢、日齢(生後日数)、5歳区分、10歳区分、行政区コード1、行政区コード2、行政区コード3、行政区コード4、行政区コード5、行政区コード6、保険種別、保険資格、保険区分、国保区分、住民税、住民税非課税世帯(住基)、住民税非課税世帯(国保)、住民区分、減免区分、更新フラグ、追加日時、追加ユーザー名、追加マシン名、追加アクセスログ番号、更新日時、更新ユーザー名、更新マシン名、更新アクセスログ番号

③骨粗鬆症検診

骨粗鬆症検診番号、基準日、宛名番号、年度、健診機関、検診方式、受診日、受診番号、前回受診日、若年対比、年齢対比、STIFFNESS、OSI、総合判定、一次備考、精検医療機関、精検日、方針、診断法1、診断法2、診断名1、診断名2、精検備考、受診歴、性別、生年月日、年齢(年数)、年齢(月数)、年齢(日数)、年齢(年数+月数+日数)、月齢、日齢(生後日数)、5歳区分、10歳区分、行政区コード1、行政区コード2、行政区コード3、行政区コード4、行政区コード5、行政区コード6、保険種別、保険資格、保険区分、国保区分、住民税、住民税非課税世帯(住基)、住民税非課税世帯(国保)、住民区分、減免区分、更新フラグ、追加日時、追加ユーザー名、追加マシン名、追加アクセスログ番号、更新日時、更新ユーザー名、更新マシン名、更新アクセスログ番号

④歯周疾患検診

歯周疾患検診番号、基準日、宛名番号、年度、健診機関、検診方式、受診日、受診番号、前回受診日、歯痛・しみる、歯ぐきの出血、歯ぐきが腫れる、口臭、物がよくはさまる、噛む・味わう・飲み込む・話すが不自由、歯の外観、歯並び、入れ歯があわない、口が開けにくい、歯ぐきしり、その他、歯磨き回数、歯磨き時間、歯式_右上8、歯式_右上7、歯式_右上6、歯式_右上5、歯式_右上4、歯式_右上3、歯式_右上2、歯式_右上1、歯式_左上1、歯式_左上2、歯式_左上3、歯式_左上4、歯式_左上5、歯式_左上6、歯式_左上7、歯式_左上8、歯式_左下8、歯式_左下7、歯式_左下6、歯式_左下5、歯式_左下4、歯式_左下3、歯式_左下2、歯式_左下1、歯式_右下1、歯式_右下2、歯式_右下3、歯式_右下4、歯式_右下5、歯式_右下6、歯式_右下7、歯式_右下8、歯の状況、健全歯数、未処置歯数、処置歯数、現在歯数、要補綴歯数、欠損補綴歯数、CPI_右上6(7)、CPI_右上1(左上1)、CPI_左上6(7)、CPI_左下6(7)、CPI_左下1(右下1)、CPI_右下6(7)、CPI_MAX、DIS_右上6(7)、DIS_右上1(左上1)、DIS_左上6(7)、DIS_左下6(7)、DIS_左下1(右下1)、DIS_右下6(7)、DIS_スコア平均値、口腔清掃状態、サリバスター、楔状欠損等、歯列・咬合、舌苔、顎関節、粘膜疾患、その他、有無、清掃状況、適合状況、新調・修理、抜歯等の処置、インプラント、判定区分、診断名1、診断名2、診断名3、診断名4、備考、受診歴、性別、生年月日、年齢(年数)、年齢(月数)、年齢(日数)、年齢(年数+月数+日数)、月齢、日齢(生後日数)、5歳区分、10歳区分、行政区コード1、行政区コード2、行政区コード3、行政区コード4、行政区コード5、行政区コード6、保険種別、保険資格、保険区分、国保区分、住民税、住民税非課税世帯(住基)、住民税非課税世帯(国保)、住民区分、減免区分、更新フラグ、追加日時、追加ユーザー名、追加マシン名、追加アクセスログ番号、更新日時、更新ユーザー名、更新マシン名、更新アクセスログ番号

⑤胃がん検診

胃がん検診番号、基準日、宛名番号、年度、健診機関、検診方式、受診日、受診番号、前回受診日、受診歴、部位1、部位2、部位3、所見1、所見2、所見3、一次判定区分、検診時偶発症確認、検診時偶発症による死亡、検診時偶発症詳細、一次備考、精検医療機関、精検日、精検結果、進捗状況確認、受診した検査、経過の詳細、今後の方針、手術方法、手術機関、手術日、手術結果、肉眼分類、肉眼分類その他、組織学的深達度、精検時偶発症確認、精検時偶発症による死亡、精検時偶発症詳細、精検備考、性別、生年月日、年齢(年数)、年齢(月数)、年齢(日数)、年齢(年数+月数+日数)、月齢、日齢(生後日数)、5歳区分、10歳区分、行政区コード1、行政区コード2、行政区コード3、行政区コード4、行政区コード5、行政区コード6、保険種別、保険資格、保険区分、国保区分、住民税、住民税非課税世帯(住基)、住民税非課税世帯(国保)、住民区分、減免区分、更新フラグ、追加日時、追加ユーザー名、追加マシン名、追加アクセスログ番号、更新日時、更新ユーザー名、更新マシン名、更新アクセスログ番号

⑥大腸がん検診

大腸がん検診番号、基準日、宛名番号、年度、健診機関、検診方式、受診日、受診番号、前回受診日、採便日1、採便日2、結果、一次備考、精検医療機関、精検日、受診した検査、精検結果、治療指示、精検時偶発症確認、精検時偶発症による死亡、精検時偶発症詳細、精検備考、切除前組織学的検査、内視鏡的切除の有無、切除日、健診機関2、切除後組織学的検査、治療方法、治療機関、治療日、治療結果、肉眼分類、肉眼分類その他、組織学的深達度、受診歴、性別、生年月日、年齢(年数)、年齢(月数)、年齢(日数)、年齢(年数+月数+日数)、月齢、日齢(生後日数)、5歳区分、10歳区分、行政区コード1、行政区コード2、行政区コード3、行政区コード4、行政区コード5、行政区コード6、保険種別、保険資格、保険区分、国保区分、住民税、住民税非課税世帯(住基)、住民税非課税世帯(国保)、住民区分、減免区分、更新フラグ、追加日時、追加ユーザー名、追加マシン名、追加アクセスログ番号、更新日時、更新ユーザー名、更新マシン名、更新アクセスログ番号

⑦肺がん検診

結核・肺がん検診番号、基準日、宛名番号、年度、健診機関、検診方式、受診日、受診番号、前回受診日、受診歴、受診項目、X線所見、X線判定区分、X線結果、喫煙本数、喫煙歴、喫煙指数、血痰、喀痰所見、喀痰判定区分、喀痰結果、容器配付、一次総合判定、検診時偶発症確認、検診時偶発症による死亡、検診時偶発症詳細、一次備考、精検医療機関、精検日、胸部X線精検結果、喀痰精検結果、進捗状況確認日、経過の詳細、今後の方針、診断機関、確定診断日、臨床病期分類、組織型、治療状況手術、治療状況手術なし、治療状況治療せず、治療機関、手術日、精検時偶発症確認、精検時偶発症による死亡、精検時偶発症詳細、精検備考、経年受診、性別、生年月日、年齢(年数)、年齢(月数)、年齢(日数)、年齢(年数+月数+日数)、月齢、日齢(生後日数)、5歳区分、10歳区分、行政区コード1、行政区コード2、行政区コード3、行政区コード4、行政区コード5、行政区コード6、保険種別、保険資格、保険区分、国保区分、住民税、住民税非課税世帯(住基)、住民税非課税世帯(国保)、住民区分、減免区分、更新フラグ、追加日時、追加ユーザー名、追加マシン名、追加アクセスログ番号、更新日時、更新ユーザー名、更新マシン名、更新アクセスログ番号

⑧乳がん検診

乳がん検診番号,基準日,宛名番号,年度,健診機関,検診方式,受診日,受診番号,前回受診日,受診歴,自費負担,検査方法,一次部位,自己触診,腫瘤自覚,視触診判定,超音波判定,マンモ判定,所見1,所見2,総合判定,検診時偶発症確認,検診時偶発症による死亡,検診時偶発症詳細,一次備考,精検医療機関,精検日,検査方法1,検査方法2,精検部位,精検結果,精検方針,進捗状況確認,受診した検査,経過の詳細,今後の方針,手術,手術機関,手術日,CODE型]臨床病期T,臨床病期N,臨床病期M,臨床病期,精検時偶発症確認,精検時偶発症による死亡,精検時偶発症詳細,精検備考,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,保険種別,保険資格,保険区分,国保区分,住民税,住民税非課税世帯(住基),住民税非課税世帯(国保),住民区分,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号

⑨子宮がん検診

子宮がん検診番号,基準日,宛名番号,年度,健診機関,検診方式,受診日,受診番号,前回受診日,自費負担,閉経前後,不正性器出血,標本評価,頸部判定,ペセスダ分類,体部判定,所見1,所見2,総合判定,検診時偶発症確認,検診時偶発症による死亡,検診時偶発症詳細,一次備考,CHECKUP型]精検医療機関,精検日,精検結果,進捗状況確認,精検医療機関,経過の詳細,受けた検査,今後の方針,手術,健診機関2,手術日,手術以外の治療,体がん,頸がん,精検時偶発症確認,精検時偶発症による死亡,精検時偶発症詳細,精検備考,受診歴,状況,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,保険種別,保険資格,保険区分,国保区分,住民税,住民税非課税世帯(住基),住民税非課税世帯(国保),住民区分,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号

⑩前立腺がん検診

前立腺検診番号,基準日,宛名番号,年度,健診機関,検診方式,受診日,受診番号,前回受診日,PSA値,治療歴,家族歴,判定,一次備考,精検医療機関,医師名,精検日,紹介先,主治医,紹介日,直腸診,超音波診断,PSA再検査,測定方法,生検,診断名1,診断名2,今後の対応,精検備考,受診歴,性別,生年月日,年齢(年数),年齢(月数),年齢(日数),年齢(年数+月数+日数),月齢,日齢(生後日数),5歳区分,10歳区分,行政区コード1,行政区コード2,行政区コード3,行政区コード4,行政区コード5,行政区コード6,保険種別,保険資格,保険区分,国保区分,住民税,住民税非課税世帯(住基),住民税非課税世帯(国保),住民区分,減免区分,更新フラグ,追加日時,追加ユーザー名,追加マシン名,追加アクセスログ番号,更新日時,更新ユーザー名,更新マシン名,更新アクセスログ番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 検診等に関する予診票（問診票）においては個人番号の記載欄を設けない。また、検診等委託機関に対し、個人番号を収集しないよう指導する。 2. 厚木市健康管理システムは、専用端末にて運用し、他の業務システムとは物理的に切り離れた環境で利用する。 3. 厚木市健康管理システムの利用に当たっては、職員毎にアクセス権限を設定し、利用できる業務を限定する。また、外部記録媒体を利用できる職員及び端末を制限し、データの入出力経路を限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システム利用ユーザー（職員）を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 厚木市健康管理システムは、専用端末にて運用し、他の業務システムとは物理的に切り離れた環境で利用する。 2. 厚木市健康管理システムは、特定個人情報を扱う業務から、特定個人情報を扱わない業務へのアクセスに制限を行う機能を有する。 3. 厚木市健康管理システムは、職員毎にアクセス権限を設定し、利用できる業務を限定する機能を有する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	厚木市健康管理システム専用端末を配置し、Windowsログイン時には2要素認証を行う。また、Windowsログイン後、職員毎に割り当てたユーザーIDとパスワードでシステムログインの認証を行う。
その他の措置の内容	厚木市健康管理システムサーバーにおいて、操作ログを取得する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を第三者に提供することが認められないこと。 ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 ・必要に応じて、委託先の視察及び監査を行うことができること。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			



その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容	＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ [特に力を入れている] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
厚木市健康管理システムサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置し、当該サーバーにて特定個人情報を保管する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
8 監査	

実施の有無

[☐] 自己点検

[☐] 内部監査

[☐] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[特に力を入れて行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	厚木市健康管理システムを利用する職員については、「厚木市社会保障・税番号制度を適正に運用するための指針」に従い特定個人情報を取り扱うよう指導を徹底する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策		
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所:〒243-8511神奈川県厚木市中町3丁目17番17号 電話番号:046-225-2287
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	厚木市 健康こどもみらい部 健康医療課 健診・予防係 住 所:〒243-0018厚木市中町1丁目4番3号 厚木市保健福祉センター 電話番号:046-225-2201
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年10月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民健康部健康づくり課長 大貫 美香	市民健康部健康づくり課長 渡辺 賢子	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部文書法制課情報公開係 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 電話 046-225-2287	総務部行政総務課情報公開係 243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 電話 046-225-2287	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	IV 開示請求、問合せ 1 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	市民健康部健康づくり課	厚木市 市民健康部 健康づくり課 成人保健係 住 所: 〒243-0018厚木市中町1丁目4番3号 厚木市保健福祉センター 電話番号: 046-225-2201 243-0018 神奈川県厚木市中町1-4-3 厚木市保健センター 電話 046-225-2201	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民健康部健康づくり課長 渡辺 賢子	健康づくり課長 大塚 由絵	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月29日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 大塚 由絵	健康づくり課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成31年3月29日	V 評価実施手続き 1 基礎項目評価	平成28年1月1日時点	平成31年2月28日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月16日	IV 開示請求、問合せ 1 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号: 046-225-2287	事後	係の名称の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	予防接種事業の対象者を適正に管理するため	健康増進事業の対象者を適正に管理するため	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 1件 ①健康管理システム運用保守業務委託 ②10人未満 ③(株)ワイイーシーソリューションズ ④再委託する ⑤業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・受注者は、本件業務を、発注者の許諾を得た場合に限り第三者に再委託できるものとする。 ・受注者は、発注者の許諾を得て第三者に本件業務を再委託する場合においても、当該第三者に対し同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、発注者に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとする。 再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 ・再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ・再委託する作業内容を明記していること。 ・再委託先において、個人情報等を取り扱う場合、原契約に定める情報セキュリティ及び個人情報の取り扱いを遵守させること。 ⑥健康管理システムに関する技術的問合せ	事後	記載漏れ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月16日	Ⅲ リスク対策 2 特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに関する措置	—	システム利用ユーザー（職員）を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	事後	記載内容の変更等であり、重要な変更には該当しない。
令和3年2月16日	Ⅲ リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 定めている ・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること ・特定個人情報を当社以外に提供することが認められないこと ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと ・必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること 十分に行っている ・許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。 十分である	事後	記載漏れ
令和3年2月16日	Ⅲリスク対策（給付実績） 8 監査 実施の有無	自己点検の実施のみ	内部監査の実施を追加	事後	監査の実施状況を更新するものであり、重要な変更には該当しない。
令和3年11月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	○ 既存住民基本台帳システム ○ 宛名システム等	○ 既存住民基本台帳システム ○ 宛名システム等 ○ その他（中間サーバーコネクタ、中間サーバー）	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	○ 既存住民基本台帳システム	○ 既存住民基本台帳システム ○ その他（中間サーバーコネクタ、中間サーバー、健康管理システム）	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	—	中間サーバー	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	—	情報提供ネットワークシステム、中間サーバーコネクタ等の各システムとデータの受渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ※セキュリティの観点から、特定個人情報の照会と提供の際には個人番号を利用せず符号を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる識別子「符号」と情報保有期間内で固有の宛名番号に紐付けて、その情報を保管及び管理する。 2 情報照会・情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関が保有する特定個人情報の情報照会を行う。 情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関から情報照会を受け、当該特定個人情報の提供を行う。 3 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供に係る記録の管理を行う。 4 副本管理機能 情報提供データベース(副本)の更新及び管理を行う。 5 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証情報及び権限情報の登録、更新及び削除を行う。 6 セキュリティ管理機能 暗号化、復号、鍵管理等のセキュリティ管理を行う。 7 システム管理機能 事業統計情報の集計及び集計結果ファイルの出力を行う。 稼動監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を行う。	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	—	○ 情報提供ネットワークシステム ○ その他(中間サーバーコネクタ)	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	—	中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	—	1 宛名番号付番機能 各個別システムで使用している宛名番号を統一的に管理するために、団体内で一意に個人を特定するための宛名番号(統合宛名番号)の付番を行う。 2 宛名情報等管理機能 中間サーバーコネクタにおいて宛名情報を統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーと連携を行うため、中間サーバーにおける符号と一意に個人を特定する番号(統合宛名番号)で、紐付けを行う。 4 既存システム連携機能 各事務システムからの要求に基づき、個人番号及び統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	—	○ 情報提供ネットワークシステム ○ 住民基本台帳ネットワークシステム ○ 宛名システム等 ○ 税務システム ○ その他(健康管理システム、中間サーバー)	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月8日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	—	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④ 記録される項目 主な記録項目	(追記)	○ 健康・医療関係情報	事後	記載漏れ
令和3年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④ 記録される項目 その妥当性	(追記)	○ 健康・医療関係情報 正確な健康増進事業の実施のために保有する。	事後	記載漏れ
令和3年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(追記)	○ 本人又は本人の代理人 ○ 民間事業者(医療機関、検(健)診実施機関)	事後	記載漏れ
令和3年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	(追記)	○ 紙 ○ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	記載漏れ
令和3年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(追記)	○ 情報提供ネットワークシステム連携、団体内統合宛名システムを通し健康増進事業に関する情報提供を行う。	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転	○ 行っていない	○ 提供を行っている(1件)／提供先 市区町村長／○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条／提供先における用途 がん検診・歯周疾患健診・骨粗鬆症検診・肝炎ウイルス検診受診歴の照会／提供する情報 各種検診(健診)の接種日、検診(健診)結果情報、精密検査受診情報／提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満／提供する情報の対象となる本人の範囲 健康増進事業対象者「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ／提供方法 情報提供ネットワークシステム／時期・頻度 照会を受けた都度	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去	○ 対象者管理のために必要となる特定個人情報 は、磁気ディスクに保存し、厚木市健康管理システムサーバーで管理する。また、厚木市健康管理システムサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置する。 ○ 保有する必要がなくなった特定個人情報又は保存期間が経過した特定個人情報は、厚木市健康管理システムサーバーから消去する。	※特定個人情報はシステム内でのみ保管し、帳票での特定個人情報の保管は無し ○ 対象者管理のために必要となる特定個人情報 は、磁気ディスクに保存し、厚木市健康管理システムサーバーで管理する。また、厚木市健康管理システムサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置する。 ○ 保有する必要がなくなった特定個人情報又は保存期間が経過した特定個人情報は、厚木市健康管理システムサーバーから消去する。	事後	記載漏れ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月8日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	○ 接続しない(入手) ○ 接続しない(提供)	○ 接続しない(入手)	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。／リスクへの対策は十分か	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更
令和3年11月8日	V 評価実施手続き 1 基礎項目評価	平成31年2月28日時点	令和3年10月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 ① 部署	市民健康部健康づくり課	健康こどもみらい部 健康医療課	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	I 基本情報 6 評価実施機関における担当部署 6② 所属長の役職名	健康づくり課長	健康医療課長	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和6年5月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	市民健康部健康づくり課	健康こどもみらい部 健康医療課	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月7日	IV 開示請求、問合せ 2 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	厚木市 市民健康部 健康づくり課 成人保健 係	厚木市 健康こどもみらい部 健康医療課 健 診・予防係	事後	機構改革に伴う、部署の変更 であり、重要な変更該当し ない。
令和6年5月7日	II 特定個人情報ファイルの 概要 2 基本情報 ④使用の主体 使用部署	市民健康部 健康づくり課	健康こどもみらい部 健康医療課	事後	機構改革に伴う、部署の変更 であり、重要な変更該当し ない。
令和7年1月27日	I 基本情報 4 個人番号の利用	○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1 項 別表第一の76の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令(平成26 年総務省令第5号)第54条	○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1 項 別表の111の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年総 務省令第5号)第54条	事後	番号法改正による変更
令和7年1月27日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークス テムによる情報運携	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2 の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年総務省令第7号)第50条 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2 の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年総務省令第7号)第50条	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 ○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第十九条第 八号に基づく利用特定個人情報の提供に関す る命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九 号)第2条の表139の項、第141条 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 ○ 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第八 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第 2条の表139の項、第141条	事後	番号法改正による変更
令和7年1月27日	II 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2 の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年総務省令第7号)第50条	○ 番号法第19条第8号 ○ 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第十九条第八 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第 2条の表139の項、第50条	事後	番号法改正による変更
令和7年1月27日	II 特定個人情報ファイルの 概要 6. 特定個人情報の保管・消去	※特定個人情報はシステム内でのみ保管し、 帳票での特定個人情報の保管は無し ○ 対象者管理のために必要となる特定個人 情報は、磁気ディスクに保存し、厚木市健康 管理システムサーバーで管理する。また、厚木 市健康管理システムサーバーは、24時間入退 室監視・免震構造のデータセンターに設置す る。 ○ 保有する必要がなくなった特定個人情報 又は保存期間が経過した特定個人情報は、厚 木市健康管理システムサーバーから消去する。	※特定個人情報はシステム内でのみ保管し、 帳票での特定個人情報の保管は無し ○ 対象者管理のために必要となる特定個人 情報は、磁気ディスクに保存し、厚木市健康 管理システムサーバーで管理する。また、厚木 市健康管理システムサーバーは、24時間入退 室監視・免震構造のデータセンターに設置す る。 ○ 保有する必要がなくなった特定個人情報 又は保存期間が経過した特定個人情報は、厚 木市健康管理システムサーバーから消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ○サーバー等はクラウド事業者が保有・管理 する環境に設置し、設置場所のセキュリティ 対策はクラウド事業者であり、セキュリティ 管理策が適切に実施されているほか、次に 満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認 証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としている こと。 ○特定個人情報は、クラウド事業者が管理 するデータセンター内のデータベースに保 存され、バックアップも日本国内に設置さ れた複数のデータセンターのうち本番環 境とは別のデータセンター内に保存されて いる。	事後	番号法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置		<ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有す	事後	番号法改正による変更
令和7年1月27日	Ⅲ リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	厚木市健康管理システムサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置し、当該サーバーにて特定個人情報を保管する。	厚木市健康管理システムサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置し、当該サーバーにて特定個人情報を保管する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事後	番号法改正による変更
令和7年1月27日	Ⅲ リスク対策 10.その他のリスク対策		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事後	番号法改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクに対する措置 Ⅲ リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 Ⅲ リスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 その他の措置 Ⅲ リスク対策 9 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発の具体的な方法 Ⅲ リスク対策 10.その他のリスク対策		自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴い記載内容変更	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改に伴い記載内容変更